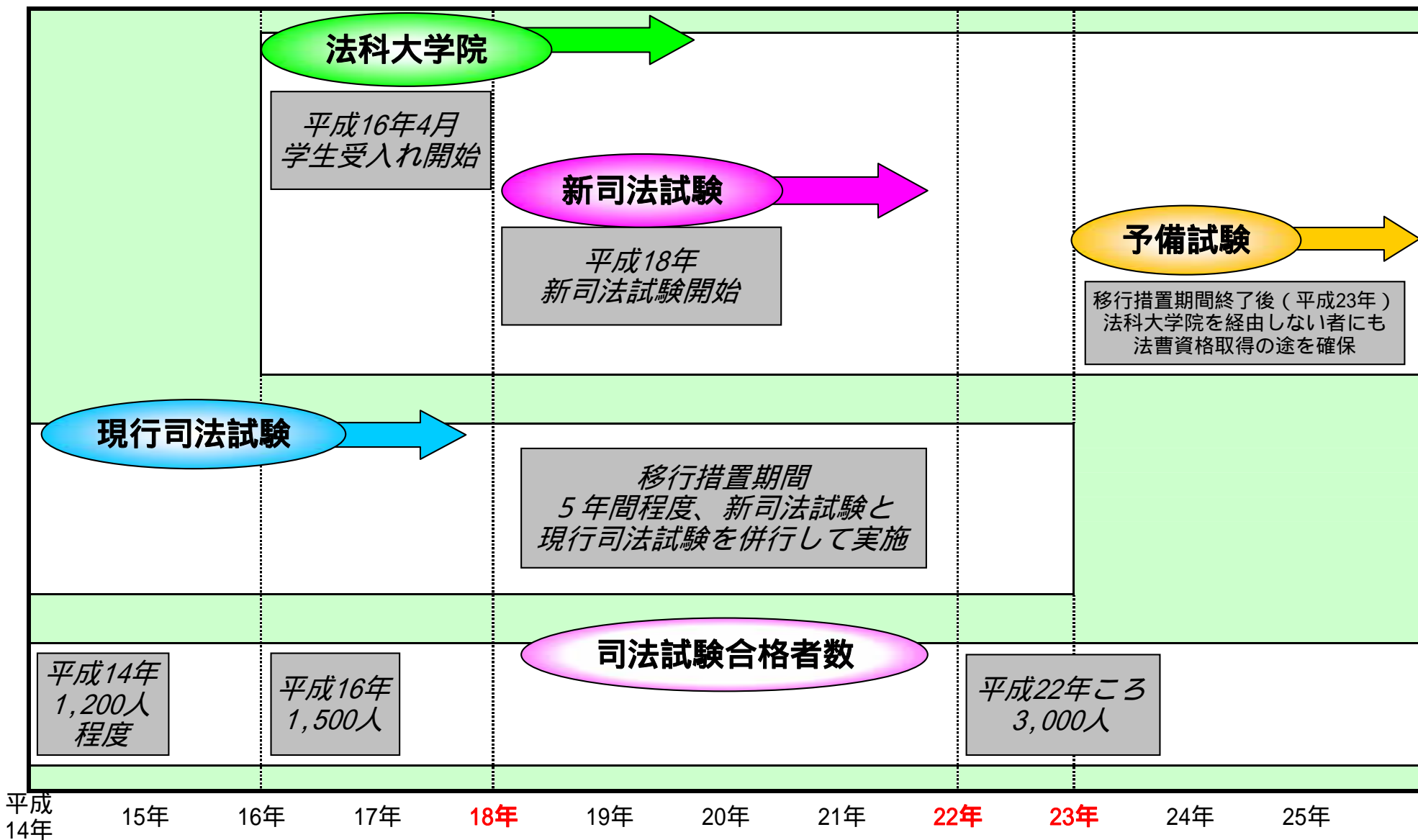


法科大学院制度と新司法試験等導入に向けたスケジュール



(2) 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）

高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。

今後の社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要は、量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想される。現在の我が国の法曹を見ると、いずれの面においても、社会の法的需要に十分対応できているとは言い難い状況にあり、前記の種々の制度改革を実りある形で実現する上でも、その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することは不可欠である。

法曹人口については、平成16（2004）年には現行司法試験合格者数1,500人を達成した上、新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人にまで増加させることを目指す。

法曹養成制度については、21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した大学院（以下、「法科大学院」と言う。）を設ける。

（司法制度改革審議会意見書11ページから抜粋）

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。

法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。

このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている(ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約20,000人<法曹1人当たりの国民の数は約6,300人>、アメリカが約941,000人<同約290人>、イギリスが約83,000人<同約710人>、ドイツが約111,000人<同約740人>、フランスが約36,000人<同約1,640人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人<1996-1997>、イギリスが約4,900人<バリスタ1996-1997、ソリシタ1998>、ドイツが約9,800人<1998>、フランスが約2,400人<1997>である。)

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消)の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14(2002)年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16(2004)年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16(2004)年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え(詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照)が予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模(法曹1人当たりの国民の数は約2,400人)に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

(司法制度改革審議会意見書57, 58ページから抜粋)

エ 教育内容及び教育方法

法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。

「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要である。このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

（司法制度改革審議会意見書66，67ページから抜粋）

司法制度改革推進計画（抜粋）

平成14年3月19日閣議決定

司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため，以下に述べるところに従い，改革を推進する。

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が，我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり，今後の法的需要の増大をも考え併せると，法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ，司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし，後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また，全体としての法曹人口の増加を図る中で，裁判官，検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員，検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり，そのため，各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに，その制度等を効率的に活用しつつ，必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため，本部が設置されている間においては，以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を，平成14年に1,200人程度に，平成16年に1,500人程度に増加させることとし，所要の措置を講ずる。
（法務省）

司法試験に関する意見の整理

第1 新司法試験の選択科目について

- 1 新司法試験の選択科目は，実務的に重要であり，社会におけるニーズが高まっている分野の科目とすべきである。選択科目については，必要に応じて適宜見直すべきである。
- 2 法科大学院の独自性や法曹の多様性にかんがみ，新司法試験の選択科目については，多くの科目から出題すべきであり，その科目群については，類似科目を統合するなどの工夫をすべきである。
- 3 法科大学院における教育と新司法試験との有機的連携を確保するとの観点から，新司法試験の選択科目及びその試験範囲は，法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならず，新司法試験の選択科目とするには，当該科目の法科大学院における開設状況も考慮する必要がある。
- 4 新司法試験の選択科目は，その範囲が明確であることが必要であり，教育内容の体系化・標準化が進んでいる科目が望ましい。
- 5 科目間の公平性についても考慮すべきであり，難易度格差の調整等の措置も必要である。

第2 平成16年度以降の現行司法試験の合格者数について

- 1 平成16年度から法科大学院を中核的な教育機関とする新たな法曹養成制度が始まり，平成18年度からは法科大学院修了者を対象とする新司法試験が実施され，5年間に3回までという受験回数制限が課されることになるところ，現行司法試験については，現在の受験者に不当な不利益を与えないようにするとの観点から引き続き実施されるものである。
- 2 現行司法試験の年間合格者数は，現在の約1,200名から平成16年度には約1,500名に増加するものと想定されているところ，今後の新規受験者が法科大学院を経由して新司法試験を受験するようになることなどを考慮すれば，平成18年度以降の現行司法試験（旧司法試験）の合格者数については，年間数百名程度とし，毎年漸減させることとしても，現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならないものと考えられる。

平成 16 年 8 月 2 日

法務大臣 野 沢 太 三 殿

司法試験委員会委員長 上 谷 清

平成 18 年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目
(専門的な法律の分野に関する科目)の選定について(答申)

本年 1 月 30 日付け諮問第 1 号を受け、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 138 号)第 2 条の規定による改正後の司法試験法第 3 条第 2 項第 4 号に規定する「専門的な法律の分野に関する科目」(以下「選択科目」という。)の選定について審議し、次のとおり答申する。

1 平成 18 年から実施される新しい司法試験の試験科目として選択科目が設けられた趣旨は、専門分野を有し社会の多様なニーズに応え得る多様な法曹を養成することに資するためと考えられる。一方、法曹養成制度が、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新しい制度に転換されることから、新しい司法試験については、法科大学院課程における教育等との有機的連携の下に行うものとされている(改正後の司法試験法第 1 条第 3 項)。

以上の観点に立ちつつ、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム・教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、意見募集の結果などを総合的に考慮し、以下の 8 科目を選択科目とするのが相当であると考えらる。

知的財産法

労働法

租税法

倒産法

経済法

国際関係法（公法系）

国際関係法（私法系）

環境法

なお，ここでいう国際関係法（公法系）は，国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を，国際関係法（私法系）は，国際私法，国際取引法及び国際民事手続法を対象とするものである。

おって，各科目における出題の範囲（科目の範囲）については，更に検討することとする。

- 2 選択科目が設けられた上記趣旨からして，選択科目を上記8科目に固定化することは相当でなく，今後，これらの科目以外の科目についても，更に選択科目とすることを積極的に検討し，柔軟かつ機動的に対応する必要がある。そこで，選択科目については，新しい司法試験を3回程度実施した後，上記1に掲げた判断要素に加え，その間の試験の実施状況（各選択科目の受験者数，難易度のばらつき，出題内容についての独自性の程度等），司法修習の状況等をも勘案して，必要な見直しを行うことが相当である。

併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について

平成17年 2月28日
司法試験委員会

1 合格者数についての基本的な考え方

司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力の有無を判定することを目的とする国家試験である。したがって、その合否は、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づき判定されるのであって、実際の試験結果に基づかずに、あらかじめ合格者の予定数を確定的な数値として示すことはできない。

しかしながら、この度、司法試験の基本的制度が改められ、平成18年から5年間は、試験内容及び実施時期の異なる新旧の司法試験が併行実施されることとなった。そのため、それぞれの司法試験を受験しようとする者に対し、自らの進路を選択する上での手掛かりとすることができるよう、各試験における合格者について一応の目安となる概括的な数値(以下「概数」という。)を示しておく必要がある。また、各年において併存する新旧司法試験の合否判定が別個に行われることになるため、司法試験委員会が各試験における合格者の概数を示しておくことは、新旧司法試験を円滑に実施するための指針ともなり得る。もっとも、ここで示す数値は、資格試験である司法試験の上記目的にかんがみ、実際の試験結果に基づき、当然変動し得る性質のものである。

当委員会では、今後法曹となろうとする者は新しい法曹養成制度の中核的役割を果たす法科大学院へ進学することが期待されていることを十分に念頭に置いた上で、関係各方面からのヒヤリングを実施するとともに、当委員会に寄せられた各方面の意見等も参考に、年度内を目途として、新旧司法試験の合格者について、その概数を示すことができるよう検討を進めてきた。

2 対象期間

現時点においては、法科大学院自体、まだ開設されて1年も経たない段階にあり、法科大学院の教育水準を担保する第三者機関による認証評

価がまだ実施されておらず，その教育成果を確認できる十分な客観的資料を得るまでには至っていないことから，新司法試験の合格者の予定数を一定の数値で長期的に示すことは困難である。そこで，ここでは，とりあえず平成18年及び同19年の2年間について，合格者についての概数を示すに止めることとする。その上で，同20年以降については，今後の法科大学院における教育の実績，受験者の動向等を見定めながら，更に検討することが適切である。

一方，旧司法試験の合格者数については，同試験の併行実施が新制度への切替えに至る移行措置として位置づけられていることから，新旧司法試験併行実施期間全般にわたる一応の方向性を示すこととする。

3 合格者数を考える上での考慮事項

(1) 全般的事項

司法制度改革審議会意見（以下「改革審意見」という。）及びこれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画により，司法試験の合格者数については，政府の方針として，平成14年に1,200人程度，同16年に1,500人程度に増加させた上，同22年ころには，法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，3,000人程度とすることを目指すとされている。ここで重要なことは，改革審意見では，合格者数の増加のみではなく，21世紀の司法を担うにふさわしい法曹としての質の確保が併せ求められていることである。

(2) 新司法試験関係

新司法試験の受験資格は，法科大学院の課程を修了した者に与えられるところ，その実際の受験者数の動向については，改革審意見が強く求めている「厳格な成績評価及び修了認定」の具体化に大きく左右されることとなる。当委員会としては，法科大学院の良識を信頼して修了者の判定が厳正に実施されることを期待したいが，その数をどの程度と見込むかを数値化して示すことは困難である。

このような実情を前提として，とりあえず入学者数を基本にして新司法試験の受験者数の動向を想定すると，平成18年は，同16年に入学した2年コースの学生約2,300人のうち，「厳格な成績評価及

び修了認定」を経た者（当然のことながら，現行司法試験に合格した者は除かれる。）がその受験者数のベースとなり，同19年以降は，毎年新たに約6,000人程度の学生のうち「厳格な成績評価及び修了認定」を経た者がそのベースに加わっていき，受験機会が3回であることを勘案すると，同21年以降，受験者数がおおむね平準化していくものと予測される。

なお，新司法試験については不確定要素があまりにも多いため，現時点で将来の受験者数を予測して的確な見通しを立てることは困難であり，制度の移行期において，各年の受験者間の合格率にある程度の高低が生じるのはやむを得ない。しかし，一般論としては，試験制度としての公平性・安定性は重要な要素であり，各年の受験者間の合格率の公平にはある程度留意する必要がある。

(3) 旧司法試験関係

旧司法試験については，現行司法試験の受験者に不当な不利益を与えないように実施されるものであるところ，上記の政府方針に従い，従前は1,000人程度の合格者数であったのに対し，平成14年及び同15年にはそれぞれ約1,200人が合格し，法科大学院への学生受け入れが開始されたのちも，同16年には約1,500人が合格するところとなり，同17年にもほぼ同数の約1,500人の合格が見込まれている。

なお，司法制度改革推進本部に設置された法曹養成検討会では，「平成18年度以降の現行司法試験（旧司法試験）の合格者数については，年間数百名程度とし，毎年漸減させることとしても，現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならない」旨の意見の整理が行われている。

4 平成18年と同19年における合格者数

(1) 新司法試験

新司法試験については，前述のとおり不確定要素によるところが大きいことから，その合格者の予定数は相当程度幅のある数字にならざるを得ないが，法科大学院への誘導効果や法科大学院制度を社会的に定着させることの重要性を特に勘案して，平成18年の合格者の概数

は、900人ないし1,100人程度を一応の目安とするのが適当と考える。また、同19年については、同18年の試験結果等とも関連して更に不確定要素が増えるが、受験者数の激増が予想されることに配慮して、同18年の合格者についての上記概数の2倍程度の人数を一応の目安とするのが適当と考える。

(2) 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、法曹養成検討会における意見の整理を尊重して、平成18年は500人ないし600人程度を、同19年は300人程度をそれぞれ一応の目安とするのが適当と考える。さらに、旧司法試験が新制度導入に伴う移行措置として実施されることを考慮すれば、同20年以降の合格者数は、同19年の合格者数から更に減少させたとしても、受験者に不当な不利益を与えるものではない。

5 法科大学院に期待するもの

法科大学院は、その第一期校が平成16年4月に創設されたばかりであり、新しい法曹養成制度の理念を実現するため、現在、各校において様々な努力と工夫が積み重ねられているものと承知している。当委員会としては、法科大学院が、21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすことのできる優れた資質と能力を備えた法曹を育成する責務を担うものであると理解しており、そのためには、改革審意見が指摘しているとおり、法科大学院において、厳格な成績評価と修了認定が実施されることが不可欠の前提であり、質の高いプロセスとしての法曹教育が適切に実施される必要がある。

当委員会としては、各法科大学院が、改革審意見に示された理念に従って、質の高い法曹を養成されることを強く期待するとともに、司法試験の実施においても、プロセスによる法曹養成制度の健全な発展の一翼を担っていく考えである。